

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会
正職員募集要項

【1】法人紹介／職員募集

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条・第110条に位置付けられた「地域福祉の推進」を目的とした公共性・公益性の高い社会福祉法人で、全国に設置されている社会福祉団体です。

当社会福祉協議会は、地域住民の皆さんやボランティア、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関などの協力を得ながら、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、介護保険・障害福祉サービス事業所等(大崎市内46ヶ所)の運営・管理、社会福祉事業活動の推進に努めています。

地域における福祉サービスの充実、強化を図るため、介護の現場で働きたい方、社協の社会福祉事業活動の推進を担っていく人材を求め、募集します。

【2】募集職種／募集人数／募集事業所

募集職種	募集人数	募集事業所
保健師	2名	■ 地域包括支援センター
看護職員	3名	■ 介護事業所(大崎市内全域)
介護支援専門員	3名	■ 居宅介護支援事業所(大崎市内全域)
介護福祉士	5名	■ 各支所事業所(大崎市内全域)

※勤務地については、相談により決定いたします。

【3】応募資格／雇用形態

募集職種	資格要件等	雇用形態
保健師	保健師資格	正職員
看護職員	看護師資格 (看護師・准看護師)	正職員
介護支援専門員	介護支援専門員資格	正職員
介護福祉士	介護福祉士	正職員

※ 当該年度末で満60歳未満の方(本会規程により、60歳に到達した日の属する年度末をもって定年退職となることから。)

※ 定年退職後、65歳まで嘱託職員として再雇用制度があります。(ただし条件有り)

【4】募集職種／業務内容

募集職種	業務内容
保健師	地域包括支援センターにおいて、介護予防等サービス利用に係る相談支援業務。
看護職員	通所介護事業所、特別養護老人ホーム等利用者の健康状態を把握し、健康保持、生活機能の維持改善を図る。機能訓練、介護業務全般、生活支援業務全般。
介護支援専門員	要介護者と認定された方々の相談・居宅介護サービス計画作成、福祉サービスや介護商品の紹介、各種手続きのお手伝い、関係機関や施設・病院等との連絡調整を行います。
介護福祉士	通所介護事業所、特別養護老人ホーム等利用者の機能訓練、介護業務全般、生活支援業務全般を行います。

【5】募集期間

令和4年 4月1日(金)～令和5年 3月31日(金)までの期間

【6】選考方法

採用選考については、次の試験を行います。

■書類選考・適性検査・作文・面接による選考

【7】採用試験実施日等

試験期日：随時

試験会場：大崎市古川保健福祉プラザ内（宮城県大崎市古川三日町二丁目5-1）

【8】採用試験結果

選考による採否の結果については、受験者全員へ文書にて通知いたします。

採否結果の通知送付：採用試験より1週間程度

【9】応募方法

次の書類を職員厚生課宛に送付してください。

書類選考の上、採用試験日の連絡をいたします。

(1)履歴書(自筆のもの・写真添付) ※履歴書は、当会ホームページに掲載。(市販のもの可)

(2)各資格証明書等の写し(資格取得見込証明書を含む。)

※応募に関する個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用せず、秘密は厳守いたします。また、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

【正職員】

基本給		諸手当	賞与
<input type="checkbox"/> 保健師 /	219,200円～	<input type="checkbox"/> 通勤手当：27,200円(上限)／月	3.2ヶ月／年 年2回支給 (6月・12月) (令和3年度実績)
<input type="checkbox"/> 看護職員 /		※通勤方法、距離により算定。	
【看護師】	219,200円～	<input type="checkbox"/> 夜間勤務手当：5,000円／1回	
【准看護師】	185,800円～	※介護福祉士に限る。	
<input type="checkbox"/> 介護支援専門員	177,300円～	<input type="checkbox"/> 住宅手当：27,000円(上限)／月	
<input type="checkbox"/> 介護福祉士	166,900円～	<input type="checkbox"/> 扶養手当 <input type="checkbox"/> 時間外手当	
※当会給与規程に基づき決定いたします。			

※他法人での職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

※昇給は原則年1回です。

【その他待遇】

社会保険(健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険・労災保険)に加入します。

退職金制度に加入します。(独立行政法人福祉医療機構規則に基づく。) ※全額事業主負担

【勤務時間】

保健師・介護支援専門員：8時30分～17時15分

看護職員：1ヶ月単位の変形労働制で、1日8時間の交替勤務(シフト制)です。

勤務時間帯については、配属の事業所によって決定いたします。

事業所によっては、夜間勤務等があります。

【休日・休暇】

(1)休日は、週2日・祝日・年末年始(※事業所シフト表によって指定された日となります。)

(2)休暇は、年次有給休暇、育児・介護休暇等があります。